

第4章 土地収用法に基づく不服申立てに関する意見の申出等

平成20年度末までに公害等調整委員会が行った意見の申出等は1,011件であり、その内訳は、土地収用法に基づく国土交通大臣（平成13年1月5日までは建設大臣。以下同じ。）に対する意見の申出が1,001件、森林法に基づく農林水産大臣に対する意見の申出が2件、鉱業に関する掘採制限の決定に対する承認が1件、採石権の設定等の決定に対する承認が7件となっている。このうち、土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出について、処分の種類別に見ると、事業認定に関する処分を不服とするものが235件（うち処分庁が都道府県知事であるもの19件、国土交通大臣であるもの216件）、収用委員会の裁決を不服とするものが766件となっている。

平成20年度に公害等調整委員会に新たに係属した事案は15件であり、これらに前年度から繰り越された11件を加えた計26件が20年度に係属した。このうち、18件が20年度中に処理され、残りの8件は21年度に繰り越された。なお、20年度に係属した26件の内訳は、土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出が25件、採石権の設定等の決定に対する承認申請が1件となっている。

第1節 平成20年度において終結した意見の申出事案

平成20年度に処理された意見の申出事案の概要は、次のとおりである。

1 東広島市起業、東広島市都市計画事業西条駅前土地区画整理事業に関する審査請求

（平成19年（イ）第6号事件）

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 広島県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成18年10月24日
- (4) 処分の内容 補償裁決
- (5) 審査請求人 関係人2人
- (6) 審査請求のあった日 平成18年11月20日
- (7) 審査請求の内容 補償裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成19年6月5日
- (9) 回答日 平成20年4月22日
- (10) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

2 大分県起業、一般国道217号改築工事（佐伯弥生バイパス・大分県佐伯市大字鶴望字高畑ヶ地内から同市大字鶴望字脇地内まで）に関する審査請求

（平成19年（イ）第8号事件）

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 大分県収用委員会

- (3) 処分のあった日 平成19年3月28日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成19年4月28日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成19年12月18日
- (9) 回答日 平成20年4月22日
- (10) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

3 静岡県起業、静岡空港整備事業に関する審査請求

(平成19年(イ)第9号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 静岡県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成18年11月2日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成18年12月9日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成19年12月18日
- (9) 回答日 平成20年4月22日
- (10) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

4 静岡県起業、静岡空港整備事業に関する審査請求

(平成19年(イ)第10号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 静岡県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成18年11月2日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成18年12月10日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成19年12月18日
- (9) 回答日 平成20年4月22日
- (10) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

5 西大阪高速鉄道株式会社及び大阪市起業、大阪都市計画都市高速鉄道事業西大阪延伸線及び大阪都市計画道路事業一等大路第三類第32号西九条松島線に関する審査請求

(平成20年(イ)第1号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 大阪府収用委員会

- (3) 処分のあった日 平成19年4月24日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者10人
- (6) 審査請求のあった日 平成19年5月23日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成20年1月10日
- (9) 回答日 平成20年5月13日
- (10) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

6 大阪市起業、大阪都市計画道路事業第一等大路第二類第4号難波片江線に関する審査請求

(平成20年(イ)第2号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 大阪府収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成19年8月28日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成19年9月19日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成20年2月1日
- (9) 回答日 平成20年5月27日
- (10) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

7 東京都起業、東京都市計画公園事業第5・7・22号舎人公園に関する審査請求

(平成20年(イ)第3号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 東京都収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成19年10月11日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 関係人2人
- (6) 審査請求のあった日 平成19年10月18日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成20年2月1日
- (9) 回答日 平成20年4月22日
- (10) 回答内容 本件審査請求のうち、審査請求人Aの権利取得裁決に係る審査請求は、不適法なもの、その明渡裁決に係る審査請求は、理由がないものとする。また、審査請求人Bの審査請求は、不適法なものとする。

8 東京都起業、東京都市計画公園事業第5・7・22号舎人公園に関する審査請求

(平成20年(イ)第4号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 東京都収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成19年10月11日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者2人
- (6) 審査請求のあった日 平成19年10月20日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成20年2月1日
- (9) 回 答 日 平成20年4月22日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

9 愛媛県起業、東予広域都市計画道路事業3・4・4号線西町中村線に関する審査請求

(平成20年(イ)第5号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 愛媛県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成18年7月26日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成18年8月28日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成20年3月7日
- (9) 回 答 日 平成20年6月24日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

10 松山市起業、市道生石212号線改築工事(愛媛県松山市南吉田町地内)並びにこれに伴う県道交差点改良工事及び農業用水路付替工事に関する審査請求

(平成20年(イ)第6号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 愛媛県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成19年1月31日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成19年2月28日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成20年3月7日
- (9) 回 答 日 平成20年7月8日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

11 国土交通大臣起業、高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事に関する審査請求

(平成20年(イ)第7号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 鳥取県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成19年7月24日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者3人、関係人7人
- (6) 審査請求のあった日 平成19年8月23日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成20年7月24日
- (9) 回 答 日 平成20年12月15日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

12 藤岡市起業、藤岡都市計画道路事業3・5・14号中上大塚線に関する審査請求

(平成20年(イ)第8号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 群馬県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成19年11月16日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者3人
- (6) 審査請求のあった日 平成19年12月18日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成20年7月24日
- (9) 回 答 日 平成20年11月26日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

13 洲本市起業、洲本都市計画道路事業3・5・334号物部曲田塩屋線3・5・735号汐見線に関する審査請求

(平成20年(イ)第9号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 兵庫県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成19年11月6日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成19年12月3日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成20年7月24日
- (9) 回 答 日 平成20年10月16日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

14 東京都知事起業、東京都市計画道路事業幹線街路放射第7号線に関する審査請求

(平成20年(イ)第10号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 東京都収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成20年3月24日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成20年4月23日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成20年10月22日
- (9) 回 答 日 平成21年3月24日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求には、直ちに理由がないとは言えない点があるので、審査に当たっては事実関係を精査した上で結論を出すべきである。

15 神奈川県起業、小田原都市計画、秦野都市計画、南足柄都市計画、二宮都市計画、大井都市計画、松田都市計画、山北都市計画及び開成都市計画下水道事業酒匂川流域下水道に関する審査請求

(平成20年(イ)第12号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 神奈川県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成20年3月25日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成20年4月24日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成20年10月22日
- (9) 回 答 日 平成21年3月10日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。なお、本件裁決には、土地収用法上の「残地」の解釈・適用に関して不適切であると認められる部分があるので留意されたい。

16 東京都起業、東京都市計画公園事業第5・7・22号舎人公園に関する審査請求

(平成20年(イ)第13号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 東京都収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成20年3月6日及び3月27日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者8人
- (6) 審査請求のあった日 平成20年4月5日

- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成20年12月2日
- (9) 回答日 平成21年3月10日
- (10) 回答内容 本件審査請求のうち、審査請求人A、B、C、D、E、F及びGの12号裁決に係る審査請求は、不適法なものとする。また、審査請求人Hの12号裁決に係る審査請求及び審査請求人らの13号裁決に係る審査請求は、理由がないものとする。

17 東京都起業、東京都市計画公園事業第5・7・22号舎人公園に関する審査請求

(平成20年(イ)第14号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 東京都収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成20年3月13日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者3人
- (6) 審査請求のあった日 平成20年4月13日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成20年12月2日
- (9) 回答日 平成21年3月10日
- (10) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

第2節 係属中の意見の申出事案

平成21年度に繰り越された意見の申出事案の概要は、次のとおりである。

1 国土交通大臣起業、高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事並びに一般国道29号改築工事鳥取道路及びこれに伴う農業用道路付替工事に関する審査請求

(平成20年(イ)第11号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 鳥取県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成20年3月11日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成20年4月10日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成20年10月22日

2 葛飾区起業、東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第283号線に関する審査請求

(平成20年(イ)第15号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 東京都収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成19年3月22日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者4人、関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成19年4月18日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成20年12月2日

3 成田高速鉄道アクセス株式会社起業、成田都市計画都市高速鉄道事業第1号線に関する審査請求

(平成21年(イ)第1号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 千葉県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成20年7月28日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成20年8月29日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の一部取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年2月24日

4 成田高速鉄道アクセス株式会社起業、成田都市計画都市高速鉄道事業第1号線に関する審査請求

(平成21年(イ)第2号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 千葉県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成20年7月28日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成20年8月29日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年2月24日

5 国土交通大臣起業、一般国道240号改築工事(本岐道路・津別町地内)に関する審査請求

(平成21年(イ)第3号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 北海道収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成20年8月8日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成20年9月10日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年2月24日

6 東京都起業、東京都市計画道路事業幹線街路環状第3号線に関する審査請求

(平成21年(イ)第5号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 東京都収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成20年2月28日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者3人
- (6) 審査請求のあった日 平成20年3月24日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年3月12日

7 東日本高速道路株式会社起業、高速自動車国道北関東自動車道新設工事(太田インターチェンジ(仮称)(インターチェンジ部分を除く。))から岩舟ジャンクション(仮称)まで)並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用水路付替工事に関する審査請求

(平成21年(イ)第4号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法

- (2) 処 分 庁 群馬県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成20年6月20日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成20年7月17日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年3月12日

8 国土交通大臣起業、一般国道42号改築工事（紀宝バイパス・三重県南牟婁郡紀宝町成川字神明後地内から同町成川字上野地内まで）に関する審査請求

（平成21年（イ）第6号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣
- (3) 処分のあった日 平成20年8月13日
- (4) 処分の内容 事業認定
- (5) 審査請求人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成20年9月2日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成21年3月31日

第3節 採石権の設定等の決定に対する承認

平成20年度における承認事案の概要は、次のとおりである。

採石権存続期間更新に関する中国経済産業局長採石法第28条決定承認申請

(平成20年(承)第1号事件)

申請人は、A外8人(申請人の親族及び申請地の土地共有者)との間に昭和63年4月14日付けをもって申請地に20年間の採石権を設定した。その後、土地共有者のうちB外3人が、採石権の存続期間が満了した後は期間更新を行う理由がない旨の通知をしてきたため、申請人は、採石権の存続期間の更新に関する協議をすることができないとして、平成20年1月9日付けで、中国経済産業局長に対し、採石法第28条の規定に基づく採石権存続期間更新の決定申請をした。

中国経済産業局長は、平成20年2月20日、同法第17条に基づき意見聴取会を開催し、申請人及び本件土地共有者らの意見を聴取した上、採石権に関する更新協議及び分割協議はされていないことを確認したが、採石の大幅な供給不足が生じている等の特段の事情がなく、本案件の土地以外における採石の供給が可能な状況下において、採石権の強制更新設定によってまで岩石採取をすることは、土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性があると認めることができないとし、申請を棄却する決定を行うべく、同法第30条の規定で準用する同法第18条の規定に基づき、同年2月28日付けで、公害等調整委員会の承認を求めてきたものである。

公害等調整委員会は、申請書及び添付一件書類を審査した結果、平成20年4月8日付けで、本件を承認する旨回答した。